



## 「障害者の権利に関する条約」の 批准の承認



～参議院本会議で可決成立  
(平成25年12月4日)～

公益社団法人 三重県障害者団体連合会  
会長 山本 征雄

あけましておめでとうございます。  
ご家族お揃いでお健やかに新春をお迎えのことと拝察  
します。

さて、朗報として、私どもの宿願ともいえる「障害  
者の権利に関する条約」の批准の承認が、先の臨時国  
会においてなされました。1983年の国連「完全参加と  
平等～国連障害者の十年」から30年有余の動きの中、  
批准前提となる3つの法律（①障害者基本法、②障害  
者総合支援法、③障害者差別解消法）がようやく整い、  
事務手続きを経て新年の早い段階で批准することと  
であります。

しかしながら、主要な新聞紙は、この間、秘密保護  
法案の関連記事一色で当記事を見出すことができませ  
んでした。

私どもは、この現状を認識しつつ、各種マス・メ  
ディアを利用して当条約の国民的な理解・浸透を図る  
使命があります。また一方では、障害当事者にあつて  
も条約の神髄をなす「合理的配慮」の理解は1%程度  
と推測されています。

私たちは、この大変厳しい現実を踏まえ、近道を求  
めることなく、当条約の「当事者のことは当事者抜き  
に、何も決めない」という原点のもとで、ひとり一人  
の障害者が「何が差別かをよく認識」しなければなり  
ません。

このため、私たちは各自が分かりやすく自己点検票  
などで確認するなどの地道な取り組みを進め、それを  
さらに皆で足元から検討を加え、誰もがきちんと判断  
できる「ものさし」を作成していく必要があります。

このことが、地域へ広めていく過程として重要であ  
り、結果として自己実現が可能になる「社会との合意  
形成」ができるものと確信しております。また同時に、  
私たちは障害のある人もない人も、誰もが地域でとも  
に生活できる「ノーマライゼーション社会の実現」を  
図るため、各種の関係団体と連携し、提案型で「人と  
しての尊厳の確立」をめざして諸活動を推進してまい  
ります。従来に倍するご指導ご鞭撻の程お願い申し上  
げます。

最後に、皆々さま方のご健康と益々のご発展を祈念  
し、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 県政のさらなる飛躍を目指して

三重県知事

鈴木 英 敬



新年あけましておめでとうございます。

皆様には、心新たに清々しい新  
年をお迎えのこととお慶び申し上  
げます。

昨年、4月の障害者総合支援法の施行に加え、  
6月には障害者差別解消法や改正精神保健福祉法  
が成立するなど、懸案となっていた障がい者に関  
する多くの法制度が整えられました。こうした法  
成立を受け、12月には、障がい者の自己決定権と  
合理的配慮を保障する障害者権利条約を批准す  
ることが臨時国会で承認されるなど、障がい者福  
祉政策は大きく前進したと受け止めています。

県では、長期的な戦略計画であるみえ県民力  
ビジョンにおいて、障がい者が必要な支援を受け  
ながら、地域において自立した生活を営み、県民  
一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生  
する社会をめざし、各種の障がい者施策を推進し  
ています。

特に、雇用の拡大と就労支援、障がい者ス  
ポーツの環境整備、相談支援体制の充実・強化、  
災害時の対応を重点的取組として、施策を着実  
に実施し、共生社会の実現をめざしていきたいと  
考えています。

ところで、昨年ブルガリアのソフィアで開催さ  
れた第22回夏季デフリンピック競技大会では、  
三重県の別所睦月選手がバドミントン女子ダブル  
スで4位という素晴らしい成績を収められ、県民  
の皆さんに勇気と感動を与え、障がい者スポー  
ツの振興に大きく貢献されました。

また、平成32年にはオリンピック及びパラリ  
ンピックが日本で、平成33年には国民体育大会  
及び全国障害者スポーツ大会が三重県で開催さ  
れます。これらスポーツに対する気運を盛り上げ  
るとともに、障がいを克服し、国内外で活躍する  
スポーツ選手を県民の皆さんとともに応援してい  
きたいと考えていますので、今後もご支援とご協  
力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

最後になりましたが、本年の皆様のご多幸とご  
活躍を祈念いたしまして、新年のあいさつとさせ  
ていただきます。



# 新年おめでとうございます

## 三重県知的障害者育成会

### 障害者虐待防止法施行1年に思う

来年度の4月から、本会は一般財団法人に衣替えします。昭和30年（1955年）12月10日設立、昭和47年（1972年）5月23日法人化しました。設立後58年。法人化後41年にして新しい船出をします。今後も、良識のある運動、活動を進めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

その育成会として、一番関心を持って見守っているのが『障害者虐待の解消』です。

待ちに待った『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』（障害者虐待防止法）が平成24年10月から施行され、1年が過ぎました。

全国の虐待事例の調査では、養護者による虐待が86%に達したとしています。この結果に、養護者＝親は、虐待をする怪しからん存在との意識が社会に蔓延するのではないかと危惧しています。

何故この法に「養護者支援」という文言が入れられたのかと法の制定にご尽力いただいた国会議員や厚生労働省職員に聞いたところ、虐待をなくすためには、虐待を禁止するだけではいけないのであって、支援が届かず孤立する養護者にきちんと支援を届けることによってこそ、虐待をなくせるのだということでした。

専門職や雇用主などの虐待には、解決のための手段として研修や障害に対する知識、支援のスキルアップがありますが、養護者にはというよりも、障害のある人の親子や家族には、支援こそが虐待の心配のない家庭を築けるといことです。

情報過多の時代といわれますが、必要どころに必要な情報が届いているのか？と考えると、一部の人に偏っていたり、情報は持っていないことも考えられます。そういう時代でも、子どもに障害があることで悩み、どこに助けを求めればいいのかわからず、生活に行き詰っている人が結果として虐待行動をとってしまうことを、批判や罰則でしばってもどうにもなりません。虐待に至らないように、きちんと支援を届けておくことが必要です。親子に寄り添ってこそその支援です。

虐待には、①経済的②身体的③精神的④性的虐待の他にネグレクトがあります。

ネグレクトとは、養育拒否、放棄を思い浮かべますが、必要な支援を拒否することも含まれます。また、自ら支援を拒否することをセルフネグレクトといいます。高齢者には、認知症や身体介護を受けるみじめさから介護拒否をすることがありますが、障害がある場合には、親が支援につなげることを拒否することがネグレクトになります。障害のある人まで支援を経験していないために、他人の関わりを拒否してしまうことになりかねません。意識しないままにセルフネグレクトに陥ってしまいます。

親の中には、子どもがパニックや奇声を上げるために人前に出すことを遠慮したり、私がいないとだめだと抱え込んだりしている人がいます。親が元気なうちはいいのですが、親も高齢期になると介護力が落ちます。その親に介護が必要になることもあります。我が子の支援を受けなかった場合には、支援の輪からこぼれ、障害ゆえに助けも求められず、誰にも気づかれずに親亡き後、孤独死することもあります。親は、きちんと支援を受け入れないこともネグレクトにあたるということをお心すべきです。親の役割は、如何に多くの支援者を我が子の周りに集めるかにあります。

親の目ではない人からも見つめられ、見守られることで、親の知らない一面が見えてきます。我が子をお釈迦様の掌の上にいる孫悟空にしないことが、親亡き後を力強く生きていける障害者に育て上げることになります。

過日、県の平成25年度障害者虐待防止・権利擁護研修で行われたシンポジウム「障害者の権利擁護と権利侵害」～当事者の声を聴く～でも養護者支援の必要性を主張しました。

また、折角できた法が実効あるものになるためには、都道府県レベルではなく、居住する市町村レベルでの支援体制の充実にあるともお伝えしました。

県内市町の障害者権利擁護センターの充実と実効ある運営に期待しています。

事務局 ☎ 059-225-3930 F AX 059-225-3935

HP <http://www12.ocn.ne.jp/~oyanokai/>

E-mail: [oyanokai@eos.ocn.ne.jp](mailto:oyanokai@eos.ocn.ne.jp)



## 三重県精神保健福祉会

### 今年も一步前へ!

皆さん、明けましておめでとうございます。そして日頃から精神障がい者家族会の活動にご協力を頂いている関係者の皆様に、こころからの感謝とお礼を申し上げます。

さて、新年にあたり、去年の精神保健福祉の動きから、3点ほどご報告申し上げたいと思います。

1つ目は、6月の通常国会で保護者制度廃止に伴う、医療保護入院制度の見直しで家族の「代行承認」という形が残りました。保護者制度が廃止されたことは大きな前進ではありますが、医療保護入院制度については「3年後の見直し」において、「家族の関与」をなくすために力を注ぎたいと考えています。

2つ目は、とり残されている精神障がい者の「雇用義務化」です。6月の国会で大きく前進することを期待したのですが、経団連の反対で「義務化」については10年後に判断することとなりました。ある意味での後退と言えます。経団連はじめ与党の国会議員に対する啓発活動が、まだまだ遅れていることを実感させられました。粘り強い「運動」が求められます。

3つ目は、医療費助成制度です。今年度伊賀市では、精神保健福祉手帳2級所持者については通院医療費が無料化されました。伊賀市の家族の皆さんや他障害の皆さんとの運動の賜物です。一昨年の四日市（1級入院）に続いて、他障害との格差は「運動の力」によって、少しずつ改善されています。しかし、他の市町での前進はなく、今後もさらなる取り組み（運動）が必要といえます。

平成23年4月から開始した「家族相談員による家族相談」は「敷居が低い」ことから多くの家族の方に利用していただいています。現在、三重県内には精神科を受診してみえる方が約38,000人みえます。そのうちの約70%（26,000人以上）が就業されていないと推定されています。

特に、「精神科に通院はしているが、症状が安定しないために、施設通所もままならず家にこもる」当事者とその家族にとって、これから先の不安ははかりしれません。

この不安を少しでも解消すべく、昨年も11月に三重県に対して「フリースペース、たまり場、居場所」の設置等を盛り込んだ要望書を提出しました。

私たち家族会は、これからも家族やメンバー、そして関係者の皆様から叱咤・激励を賜りながら、精神障がい者や家族を取り巻く環境改善に力を尽くしたいと考えています。また、平成28年度には家族会連合会（みんなねっと）の「全国大会」が三重県で開催されることになりました。今後とも家族会の活動にご理解とご協力をよろしく願います。

特定非営利活動法人 三重県精神保健福祉会

理事長 山本 武之

事務局 〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34

三重県こころの健康センター内

☎・F 059-271-5808

E-mail:sankaren@mint.or.jp

## 三重県視覚障害者協会

新年明けましておめでとうございます。

当協会は、「三重県視覚障害者支援センター」の指定管者として視覚に障がいのある方に点訳・音訳図書の貸出し、各種相談事業、日常生活用具の展示会、点字やパソコンの指導、料理教室の開催や情報誌「はなしょうぶ」を通じた生活情報の提供などを行っています。今年も、視覚障がい者の皆様が安心して暮らせるようサービスの向上に努めてまいります。

また、毎年、視覚障害者福祉大会「あいふえすた」を開催するほか、情報部、女性部、スポーツ部などの活動、日本盲人会連合の全国大会の際のバスツアーによる参加など、視覚障がい者の福祉の向上と社会参加の推進のための取り組みをしています。

中途失明の方の中には、当協会や支援センターの存在を知らない方もいると思われるので、そうした方々への情報提供のあり方についても検討し、関係者のお力を借りながら取り組んでいきたいと考えています。

昨年10月に伊賀市に於いて、地元の皆様のご支援・ご協力を得て、三重県視覚障害者福祉大会「あいふえすたイン伊賀」を開催しましたが、その大会で決議した、大規模災害対策の充実、安全で安心できる移動手段の確保や同行援護の充実、歩行指導・生活指導専門職の配置や日常生活用具の給付要件の緩和、情報アクセシビリティの確保、あんま・鍼灸・マッサージ業の正当な評価と業務侵害の排除、そして障がいのある人もない人も誰



もがすみよい社会づくりについて、関係機関と連携しながらその実現を図ってまいります。

なお、今年10月に津市において「あいふえすた」を開催します。たくさんの皆様のご参加をお待ちしています。

最後になりましたが、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

事務局・購買 ☎ 059-228-3463

点字図書館 ☎ 059-228-6367

IT ☎ 059-213-7300

生活訓練 ☎ 059-213-7301

FAX 059-228-8425

E-mail: mieten@zc.ztv.ne.jp

HP <http://www.zc.ztv.ne.jp/mieten/p/>



## 三重県聴覚障害者協会

手話を正式な「言語」と位置づける手話言語条例を、鳥取県が10月に全国で初めて制定されたことは、全国の聴覚障害者に大きな喜びと勇気をもたらしました。また、北海道石狩市も12月の議会に提案され可決されたところです。全国各地で同様の動きが起きています。

鳥取県手話言語条例は、「多くの県民が手話を通じてろう者とコミュニケーションを図り、同じ地域に暮らす友人として、互いに助けあい、幸せに暮らせる鳥取県をつくる」ことを理念にし、〈1〉県民へ聴覚障害者・手話に対する理解促進、手話の普及 〈2〉県と市町村による、手話を使いやすい環境の整備 〈3〉聴覚障害児が通う学校は学習機会の提供に努める 〈4〉事業者・聴覚障害者が利用しやすいサービス（手話通訳など）の提供、などの役割や責務が定められています。

かつて、ろう教育で、相手の唇の動きから言葉を読み取る口話法が主流となり、ろう学校では手話を使うことが禁止され、手話を使うことが恥ずかしいことだと教えこまれてきたろう者にとって、今回の鳥取県手話言語条例の制定は、手話が私たちの「言語」であることがようやく認められてきた証といえるでしょう。

今回の条例制定の背景には、2006年に国連で採択された障害者権利条約で、障害者に保障するコミュニケーションとしての言語に手話が含められたことがきっかけとなり、世界各国で憲法に手話を言語と位置づけたり、手話言語法を制定したりする国が増加したことが挙げられます。障害者権

利条約批准を目指す日本は、2011年に改正した障害者基本法で「全て障害者は可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段の選択の機会が確保される」と定め、今国会に障害者権利条約批准案を上程しました。しかし、手話言語法など具体的な施策は、まだ定められていません。

私たちの上部団体である全日本ろうあ連盟は、手話言語法を日本にも制定するべく、昨年度から運動を続けてきました。地方から手話言語条例制定をするところが出てくるのは、運動の追い風となるでしょう。

当協会も、三重県・県内市町が手話言語条例を制定することを目指し、昨年度から手話言語条例学習会を、各地で開催してきました。その回数はすでに10回以上にのぼります。今後も、三重県・県内市町が手話言語条例を制定するべく、取り組んでいきます。

事務局 ☎ 059-229-8540 FAX 059-223-4330

HP <http://deafmie.cocolog-nifty.com/blog/>

E-mail: deaf.mie@viola.ocn.ne.jp

## 三重喉友会

当会は、昭和30年に創立され今年で59年目になり、現在会員数は120名です。

種々の疾患のため喉頭や食道の摘出手術を受け、発声機能を失った方々のための患者会です。その方々が発声教室で訓練を受け、日常会話ができるようになり、社会や職場に早く復帰されることが目的です。このほか、会員同志の健康相談や親睦の場としても活発な活動をしています。このような患者会は全国にあって、(公)日本喉摘者団体連合会に加盟しており、各団体は互いに情報を交換しながら協力しています。

### ◆発声教室

毎月県内の病院で開講しています。

#### ・北勢地区

市立四日市病院耳鼻科・第一水曜日13時～15時

#### ・中勢地区

三重大学病院耳鼻科・第三木曜日10時～12時

#### ・南勢地区

伊勢赤十字病院耳鼻科・第二木曜日10時～12時

### ◆研修会

・発声指導員養成のための研修会が、毎年3日間行われ、一般会員も参加できます。

・県外から発声指導講師を招き、集中的な訓練により成果が上がる研修会も行っています。

#### ◆総会(研修会)

毎年春に、三重大学附属病院で開催されます。

#### ◆一泊研修旅行

先輩から、手術後の体験や会員の悩みや相談を受け、親睦を深めています。

事務局 ☎・FAX 0595-45-7008 (塚本)

## 三 互 会

日頃は、三互会の活動にご協力いただきありがとうございます。

三互会は、人工膀胱造設者と家族の会です。昨年9月15日の学習会は、伊勢赤十字病院皮膚排泄認定看護師古川久美子看護師長を講師に招き、「ストーマと暮らす～ストーマ外来の活用～」と題して講演を頂きました。

ストーマ外来では、自病院の患者だけでなく全てのオストメイトを対象にストーマ管理専門の看護師による相談と指導を行っています。詳しくは各病院にお問い合わせください。予約が必要です。

翌10月26日、東海ブロック会議があり、本年度の活動施策を話し合いました。全国のオストメイトのQOL向上を目指し、下記の活動目標が提示されました。

#### ①支部活動の活性化を図る

(事業計画・目標策定による活動の明確化と確実な実践等)

#### ②広報活動の徹底を図る

(オストメイトを代表する公益社団法人として、会員・非会員を問わない全域的な広報活動の徹底)

#### ③支援者組織等との連携を図る

(我々を支援してくれる医療関係者、行政、販売店等との連携協力)

支部活動の活性化という好循環による成果として、会員増加が期待されます。

会長 ☎ 059-346-2589 (溝川)

事務局 ☎・FAX 059-245-1699 (高)

## 友 愛 会

オストメイトの皆さんお元気ですか。新年を迎えおめでとうございます。

去年は、夏から秋を飛び越しいきなり冬になっ

た感じがします。オストメイトの皆様お変わりなくお過ごしのこととお察いたします。

さて、昨年秋の研修会は、アスト津で開催し、講演会で顧問医の四日市社会保険病院副院長梅枝覚先生の「大腸がん、がん予防」のお話に続いて市立四日市病院森美穂子皮膚・排泄ケア認定看護師の「ストーマ外来の実際」の講演を聞き勉強をしました。

秋宿泊体験研修は、津市榊原温泉「白雲荘」に宿泊し、到着後すぐに研修会に入りました。

全員が一室に集まり、久しぶりに会員が顔を合わせ、懐かしいな元気だったかななど会話が弾みました。

事項書により、会長からの説明がありました。経過報告今後の事業計画の話の後、参加者の話し合いが始まりました。主な内容は、久しぶりに集まり宿泊し自分の悩みを聞いてもらい体験談後アドバイスを貰うなど、本当に意義のある集会でした。そのあと入浴の体験をしました。

26年の事業計画は、26年3月新会員研修、26年5月総会および春研修会、26年6月春宿泊体験研修、26年10月秋研修会、26年11月秋宿泊体験研修を予定しており、その都度ご案内しますので多数のオストメイトの皆さん方の参加を期待します。

会 長 ☎ 0596-52-5623 (豊田)

事務局 ☎ 059-226-5201 (在間)

## 三重県ことばを育む会

### 通級指導学級、特別支援級担当教員の専門化と

### ベテラン教員のサポート体制を!

とある小学校の言語通級指導学級に、新しい先生が来た。この先生、大学では特別支援教育を専攻していたとのことで、保護者からも大きな期待があったのだが、夏休みも終わるころ、保護者達から私のところへ意見が寄せられた。その若い先生に指導力がなく、通級の時間もほとんど授業になっていないと言うのである。聞けば、以前普通級を担当していたときにも、学級崩壊などの問題があったという。

「担当教員の当たりはずれ」は、子を持つ親なら誰もが感じることであるが、こと通級指導学級や特別支援級の担当教員となると、当たりはずれの影響は大きい。構音障がいなどの場合は、早ければ1年間で言葉の教室での指導を終了するときもある。ただし、それは担当教員と保護者、そ

して何よりも子供自身の頑張りがあってのことで、これらのどれ一つが欠けても改善は望めない。そして改善が長引けば、その子の将来にも大きく響くのである。担当教員が交代するまで待つなどと悠長なことは言うてはられない。発達障がいや知的障がいを持つ子の場合でも、通級学級や支援級での適切できめの細かい指導、保護者と教員間の綿密な連携がある場合は、少しずつではあるがその子なりの成長が実感できてくるが、やる気のない先生に当たると、周囲の子との関係も上手くゆかずにストレスを溜めて、不安定な毎日となってしまふ。人間形成や生活習慣など、生きてゆくための最低限の基本を身に着けなければならない小中学校時期は、障がいを持つ子ほど重要でその時間はあまりに短い。

一般に、わが子の障がいに気づくまで、そしてそれを障がいと認められるようになるまで、親は悩み、その後も有効な療育にたどり着くまで膨大な時間と労力、費用を費やすのである。やっとたどり着いた通級指導教室や特別支援級で、専門知識のない教員や知識があっても指導能力に欠ける教員に当たってしまい、学校側に相談するも、先生にも生活があるし、首にはできないとか、今は一生懸命学んでいますから、もう少し待ってあげてくださいとか、こんな説明をされたら「いったい誰のための教育でしょうか？」と食って掛かりたくなるのである。

我が子の、6年間の特別支援学級の担当者や本会に寄せられる通級指導教室担当者への意見を見聞きするにつけ、現在、本県のこれら担当教員が適材適所だとは到底言えない。特別支援教育や言語療育を専門とする教員を増やし、既存の教員にもこの方面の継続した教育が必要だ。そして、一度担当になったら2・3年で交代ということがあってはならない。また、専門知識だけがあっても、指導力がなくてはダメだ。それには、長年特別支援学級や通級指導教室で指導に当たった退職者を嘱託などの形で雇用し、後進の指導に当たらせるのが良いと考える。

事務局 ☎ 0595-83-5002 (福田)



## 三重心臓を守る会

### 今年も会員の不安を減らしたい

最近、インターネットで何でも検索できることもあり入会者が減ってきましたが、去年は5名入会されました。

11月17日は、小児科医の早川豪俊先生の相談会がありました。23名の参加者の活発な質疑応答で、あっという間の2時間でした。先生のクリニックは、心臓外来があり、術後落ち着かれた患者、症状が気になるが大学病院に行くほどでもない方のほか、症状が重く思われるが三重大の予約がすぐが取れない方などは、先生の判断で三重大への緊急予約をして頂けるという安心な存在です。

11月29日には、亀山でミニクリスマス会&相談会があり、可愛いお子さん2名も含めて11名の参加がありました。相談内容は久しぶりに子育ての話が多く、ベテラン会員のアドバイスが役に立ったようです。

三重県は広いですが、今回も多気や伊勢からも来ていただきました。

相談前は不安だった顔が、晴れ晴れとした顔で帰って行かれる姿を見て、役員もやりがいを感じています。

今年も、悩める人に寄り添えるように、充実した相談会を各地で開いていきたいと考えています。

事務局 ☎ 059-229-2506 (油島)

## 三重県重症心身障害児(者)を守る会

4月施行の「障害者総合支援法」に、どのような影響があるのか心配でした。今のところ子どもたちへの処遇に直接変化があったとの報告は来ていませんが、これからも注目をして参ります。

一去年は、東海北陸ブロック大会を伊勢市で開催したため、大変慌ただしい思いをしました。去年は通常通りの活動で、10月20日に第41回医療講演会を「アスト津」で開催しました。講師は、愛知県心身障害者コロニーこぼと学園園長麻生幸三郎先生、県内で「すずき歯科クリニック」を開業されている鈴木俊行先生にお願いしました。

在宅の患者と保護者を対象とした一泊保養所は、今年2月23日～24日に入鹿温泉「瀧流荘」、3月15日～16日猪の倉温泉「芙蓉荘」での開催を予定しています。追って案内を差し上げますので、楽しみにお待ちください。



さて、お隣り愛知県では重症児者施設の整備が進み、3か所で平成27年完成が見込まれています。そして、その1か所は、愛知県・守る会が実質運営する法人が、指定管理者として管理運営を受け持つことが決まりました。

また、岐阜県でも重症児施設の計画があります。このことは、守る会の活動が認められ、かつ、成果が実った思いで大歓迎です。一方で、同じ時期に数か所での開設は、重症児者を見て頂く医師・看護師不足に拍車がかかるのではないかと、隣県の事情ながら影響を受けるのでは、との危惧を感じています。

重症心身障害児(者)を守る会は、「最も弱いものをひとりももれなく守る」という理念のもと、状況がどのように変わっても、重い障害のある人たちが命のある限り、安心して生きていけるよう力を合わせて活動して参ります。

この活動に賛同して頂ける保護者の皆様、一泊保養所に関心を待たれた方はご一報いただければ幸いです。宜しくお願い申し上げます。

☎ 0567-95-0321(松尾)  
携帯 090-7048-1556

## 三重県肢体不自由児(者)父母の会連合会

平成25年度の主な事業計画も無事実施する事ができ、関係者のご協力に感謝致します。

来年度も、各種事業を通して障害児者の自立に向け活動を進めてまいります。保護者をはじめ関係各位の積極的なご参加をお願い致します。

### 平成25年度事業活動実績

#### ◇東海・北陸ブロック石川大会

- ・期 日 6月8日～9日
- ・場 所 金沢市ニューグランドホテル
- ・参加者 7名

#### ◇県肢連福祉大会・療育キャンプ

- ・期 日 7月13日～14日
- ・場 所 鳥羽市「鳥羽シーサイドホテル」
- ・参加者 73名

県障がい福祉課森下課長様他を講師に迎え、「障害者総合支援法」「親亡き後の生き方」「成年後見制度とその実態」について研修しました。また、情報交換会では、地元「志州飛鳥太鼓」の皆様による演奏と障害者が一緒に太鼓をたたいて交流を図り、楽しく懇親できました。

#### ◇障がい者の明るいくらし

- ・期 日 10月14日
- ・場 所 蒲郡オレンジパーク  
めんたいパーク
- ・参加者 98名

南は志摩地区から北は桑名市まで総勢98名でリフト付きバス3台に分乗し、天候にも恵まれみかん狩りとめんたい工場見学・試食等、楽しい一日を過ごすことができました。

### 平成26年度の主な事業計画

#### ◇障がい者の明るいくらし

- ・期 日 7月初旬
- ・場 所 京都水族館(予定)

#### ◇東海・北陸ブロック愛知大会兼全国大会

- ・期 日 9月6日～7日
- ・場 所 ロアジュールホテル豊橋

#### ◇県肢連福祉大会・療育キャンプ

- ・期 日 10月中旬
- ・場 所 桑名市(予定)

☆その他行事等については、決まり次第ご連絡致します。

事務局 四日市市南垂坂町810-47(鈴木)  
☎・FAX 059-333-0005

## 三重県知的障害者福祉協会

新年明けましておめでとうございます。

平素は、社会参加推進センターの活動を通じ、当協会にご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

スポーツ教室事業による利用者のチーム対抗フットボール大会は、恒例の行事となっており、毎年参加される利用者の方々にとっては一年間の節目となる大切な行事となっております。

さて、昨年4月より障害者自立支援法に変わり「障害者総合支援法」が施行され、自立支援法で問題となっていた幾つかの課題に対する取り組みが進められてきています。障害支援区分、グループホーム・ケアホームの一元化、重度訪問看護の対象拡大、地域における居住支援の在り方等々について様々な角度から議論が行われています。

また、こうした議論とともに「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の整備など障害者権利条約への批准に向けた国内法の整備も進められてきています。

こうした一連の情勢変化から、障害者にかかる

様々な問題が「障害者福祉の施策」としてではなく、「障害者の権利」として展開されてきており、大きな変化が感じ取れます。

当協会においては、このような大きな流れ、意識の変化を受け止めながら今年度の取り組みの充実を図っていきたくと考えています。

他方、契約制度に移行してから、介護保険と総合支援法が混同され、事業運営がなされていたり、行政指導がなされている現状も県内で散見されています。

このように、現場で生ずる様々な問題に対しても、当協会では、利用者の方々の不利益や事業運営に支障を来さないよう最新の注意と努力を行い、取り組んでまいりたいと思います。

関係者の皆さんのご理解、ご支援を宜しく願います。

(会長 近藤 忠彦)

事務局 ☎ 059-268-1115 (まりも苑・本弘)

## 三重県脊髄損傷者協会

平成25年6月に障害者差別解消法が成立し、国会では障害者の差別禁止や、社会参加を促す国連の障害者権利条約が承認されることになりました。国内の準備で5年経過してようやく辿り着きました。ご尽力いただいた皆様には心より敬意を表し、感謝申し上げます。法律が整備されても絵に描いた餅になってはいけません。私達、障害者は権利を振りかざすのではなく、国民に理解してもらい共生していけるよう一人ひとりが取組んで行かなければいけません。脊髄損傷者の障害は、移動障害だから、特に道路や建物の段差を無くしてください・公共交通機関が乗れるようにしてくださいと、活動を続けてきました。その結果、10年、20年前よりスムーズに外出することが出来るようになりました。障害者の皆さん、どんどん外へ出かけましょう。それが共生への近道だと思います。

事務局 ☎ 059-386-9733

## 三重県身体障害者総合福祉センター

三重県身体障害者総合福祉センターは、県の指定管理者として「障害福祉サービス事業所」と「身体障害者福祉センター A型」を運営しています。

障害福祉サービス事業所については、脳血管障がいや脊髄損傷などで肢体不自由や高次脳機能障

がいのある方に対して、自立に向けた支援を実施し、これまで多くの方々が単身生活や就労などの地域生活に移行されています。具体的には、障害者総合支援法による各種リハビリテーションを行う施設として、①自立訓練（機能訓練）②自立訓練（生活訓練）③就労移行支援 ④生活介護 ⑤施設入所支援 ⑥短期入所といった6つの事業を展開しています。この事業は、介護保険対象の方でも40歳から64歳までの方がご利用いただけます。詳しくはホームページをご覧ください。

身体障害者福祉センター A型は、各種相談の実施、リハビリテーションの実施（介護保険と医療保険で実施）、障がい者のスポーツの推進、研修事業等を実施する施設として機能しています。このうち、障がい者スポーツについては、全国障害者スポーツ大会への派遣や三重県障がい者スポーツ大会（陸上・フライングディスク・ボウリング・卓球）などを実施し、毎年大勢の方々にご参加・ご協力をいただいています。また、今年度は、知的障がい者バスケットボール男子・女子、知的障がい者バレーボール男子・女子の4チームを結成予定で、未経験者の方もチームの一員となり、和気あいあいと練習をしています。スポーツを始めたい方、仲間作りをしたい方、障がい者スポーツ支援をしたい方は、是非当センターまでお問い合わせください。

今後とも、当センターの取り組みについてご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

事務局：三重県身体障害者総合福祉センター  
管理部 地域支援課（伊藤・柳内）

☎ 059-231-0155 FAX 059-231-0356

HP <http://www.mie-reha.jp/>

## 三重県立特別支援学校長会

新しい年が皆様方にとりまして幸多き一年となりますこと、また、関係者間の絆がより深まる年になりますことを祈念申し上げますとともに、旧年中は本県の特別支援学校の教育活動にご支援・ご協力を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年12月4日には参議院本会議において「障害者権利条約」が全会一致で可決され、政府は年明けにも条約の批准書を閣議決定し、国連に提出することが報道されました。文部科学省にお



いては昨年9月1日に「学校教育法施行令の一部改正」を行い、障がいのある個々の子どもについて、市町村の教育委員会がその障がいの状態、支援の内容、体制整備の状況、保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改めました。本県ではすでに市町教育委員会による総合的な判断がなされていますが、共生社会の実現を目指した特別支援教育の一層の充実が求められます。

県教育委員会では、昨年9月より教育改革推進会議において「三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)」の策定にかかる協議が進められてきたところです。各特別支援学校におきましても公開講座等の機会を設けて専門性の提供や地域に根ざした特別支援学校となるよう授業や行事の公開を行っています。機会がありましたらぜひご活用いただき、皆様とともに地域の特別支援教育の充実に努めてまいりたいと思っています。よろしくお願いたします。

事務局：度会特別支援学校(飯田)  
事務局 ☎ 0596-62-0001

## 三重県ボランティア連絡協議会

新年のお慶びを申し上げます。

御遷宮が行われた当地の伊勢神宮は全国からの初詣の人々で大変な賑わいです。

平素は、本会の事業に多大なご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私共、本年は活動重点目標としまして福祉を基本にその中においても、災害時の支援体制への対応に向けて研修を重ねています。何時起こりうる予測不可能な事態に備え、県内外のボランティアへの情報発信と伝達に力を注いでいます。迅速な活動体制を目指し、更に各ボ連との連携を図りながら取り組んでいます。県障連皆様のご助言を頂き、災害時の支援体制を整えて安心安全のまちづくりに一同努めてまいります。

本年もよろしくお願申し上げます。

(会長 泰道詞子)

事務局 ☎ 059-229-6634  
(三重県ボランティアセンター)



## 三重障害者職業センター

### 三重高齢・障害者雇用支援センター

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 三重障害者職業センター(雇用支援課(三重高齢・障害者雇用支援センター)を含む。)では、障害のある方の就職の促進と職場定着を図るための業務を行っています。

具体的には、

- ① 障害のある方に対しては、ハローワークと協力し、就職への準備を整えるための相談や支援、職場適応や職場復帰のための各種支援を行っています。その他、事業主の方に対する障害者雇用の進め方や雇用管理の相談、関係機関の方への助言や研修などを行っています。
- ② 事業主の方に対しては、障害者雇用納付金制度に基づく納付金申告・調整金支給申請書等の受付や相談のほか、社会一般に障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図るための啓発事業として障害者技能競技大会(アビリンピック)の開催等を行っています。

就職を希望されている障害のある方や障害者雇用をお考えの事業主の方のご利用をお待ちしておりますので、お気軽にご相談ください。

①に関すること

三重障害者職業センター ☎ 059-224-4726

②に関すること

三重高齢・障害者雇用支援センター

☎ 059-213-9255



### ご協力のお願

日頃は温かいご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当事業所は、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会協賛のもと、全国的組織で福祉事業を実施しています。皆様のご理解とご協力の程よろしくお願申し上げます。

日本身体障害者団体連合会事業所  
(問合せ) 電話(フリーダイヤル)  
0120-263-323

## 平成26年 三重県交通安全県民運動

期間：平成26年1月1日～同年12月31日（1年間）

### スローガン

ゆずりあう 心が<sup>みえ</sup>三重る 道が好き

～安全は あなた自身の 心がけ～

### 〈年間重点目標〉

- ①高齢者の交通事故防止
- ②子どもの交通事故防止
- ③自転車の安全利用の推進
- ④全ての座席のシートベルト・チャイルドシート  
の正しい着用の徹底
- ⑤飲酒運転の根絶
- ⑥夕暮れ時の早めのライト点灯の推進
- ⑦反射材の普及
- ⑧若年運転者の交通事故防止
- ⑨違法・迷惑駐車<sup>の追放</sup>



- ◎思いやりとゆずりあいで交通事故をなくす年間運動  
1月1日（水）～12月31日（水）
- ◎春の全国交通安全運動  
4月6日（日）～4月15日（火）
- ◎夏の交通安全県民運動  
7月11日（金）～7月20日（日）
- ◎秋の全国交通安全運動  
9月21日（日）～9月30日（火）
- ◎年末の交通安全県民運動  
12月1日（月）～12月10日（水）

- ◎夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動  
10月1日（水）～12月31日（水）
- ◎交通事故死ゼロをめざす日  
全国交通安全運動期間中に実施予定
- ◎交通安全の日 毎月11日
- ◎高齢者の交通安全の日（セーフティー・シルバー・デー）  
毎月21日（S・Sデー）
- ◎自転車安全対策強化日（セーフティー・バイクル・デー）  
毎月第一月曜日（S・Bデー）
- ◎三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす推進運動の日  
毎年12月1日

## 三重県障害者交通安全啓発事業

年末の交通安全週間中の12月14日（土）に津市勤労者福祉センターサンワーク津において、県内各地から84名が参加しました。津警察署 交通官 青木美清氏より、自動車の運転には車間距離をとること、ミラーに頼らず目視で確認すること、自転車は車両なので路側帯の左側通行が法律で決められたことのほか、歩行者は夜間に反射材を身につけると安全といったことなどをわかりやすく講話いただき、さらに字幕のあるDVDで交通マナーを実践することの大切さを実感しました。その後は、コスモス島崎店とエディオン津北店の店頭で、交通安全啓発のパンフレットやグッズを多くの方々に配布し、街頭啓発を実施しました。

## 平成25年度三重県 障がい者芸術文化祭

～アートでつなくみんなの心～

12月21日（土）・22日（日） 三重県総合文化センターに於いて開催したところ、作品展には、絵画82点、写真16点、書道26点、版画2点、彫刻3点、陶芸22点、手芸50点、工芸16点、貼絵・デザイン18点、他1点、合計236点の展示と、25組のステージ発表があり、障がい者の芸術・文化活動に対する活性化を図りました。



## ◆三重県障がい者芸術文化祭作品展受賞者一覧◆

部門	賞	氏名	作品名	所属等又は市町名
絵画	知事賞	世古口孝太	朝顔	玉城わかば学園
	実行委員会長賞	小松 勇治	街	指定障害者支援施設 聖愛園
	奨励賞	三好 菜月	紅	西日野にじ学園高等部
	審査員特別賞	犬山 里美	とり	津長谷山学園
	審査員特別賞	浅野 富男	行動	指定障害者支援施設 聖愛園
写真	知事賞	山尾 勝征	すこやかに	津市身障者福祉連合会河芸支部
	実行委員会長賞	出口 正義	古寺の夕暮	大台町障害者福祉会
	奨励賞	田中 淳	四日市花火大会	大台町障害者福祉会
書道	知事賞	中山 恭一	般若心経	津市身障者福祉連合会白山支部
	実行委員会長賞	岡本アキオ	孔子の詩句	いなべ市身体障害者福祉会
	奨励賞	高 玄一	写経「二十五三昧式」(抜粋)	津市身障者福祉連合会河芸支部
版画	奨励賞	寺岡 洋子	女の人	津長谷山学園
彫刻	奨励賞	中西 博司	阿弥陀如来	御浜町
陶芸	知事賞	鈴木 克彦	こま犬さんたち	きらめき工房いが
	実行委員会長賞	世古 卓也	ゴリラ	こいしろの里
	奨励賞	山本 明	亀	津長谷山学園
手芸	知事賞	井坂 紘士	きれいね～	工房いなば生活介護
	実行委員会長賞	川口 洋子	手袋&ベスト	津市身障者福祉連合会津支部
	奨励賞	水井 英和	(無題)	NPO法人工房ゆう
工芸	知事賞	水野 裕也	あやめ テーブルセンター	ぬくもり結の里手作り工房あゆみ
	実行委員会長賞	下川 春自	こん虫細工芸	松阪市ろうあ福祉協会
	奨励賞	磯田 麻人	世界遺産富士の初雪	㈱Sorrentつばさ松阪
貼絵 デザイン	知事賞	市原 聡	うみのなかのカレイ	ハッピータウン農場と福祉工房
	実行委員会長賞	今森 美宇	なかまたち	ハッピータウン農場と福祉工房
	奨励賞	藤田 秀忠	お月見	くわのみ

### 作品展知事賞



(絵画)



(写真)



(書道)



(陶芸)



(手芸)



(工芸)



(貼絵・デザイン)





# 受賞おめでとうございます



## ◆厚生労働大臣表彰

### 【自立更生者】

うち だ とし お  
内 田 順 朗 津市（視覚）

長年にわたり鍼灸マッサージ治療院を営む傍ら、三重県視覚障害者協会の会長を務め、障がい者の模範となっている。

### 【デフリンピック成績優秀者】

べっ しょ む つき  
別 所 睦 月 四日市市（聴覚）

7月26日～8月4日にブルガリアであった聴覚障害者の国際スポーツ大会「第22回夏季デフリンピック競技大会」のバドミントン女子ダブルスで、4位入賞を果たした。

## ◆黄綬褒章受章

### 【業務精励】

ふじ た ひて まき  
藤 田 英 正 菰野町（肢体）

生後間もなく両足に歩けなくなるほどの障がいを持ちながら、そろばんの技術を身に付け、農協勤務と並行して珠算指導を65年続けている。また、菰野町心身障がい者福祉会の副会長、会計を長く務め、障がい者や地域の方々の模範となっている。

## ◆第31回東海テレビひまわり賞

おお いし み ゆき  
大 石 美 幸 鈴鹿市（聴覚）

生まれた時から耳が聞こえなかった。成長して聴者と会話をするときには身振りや筆談を使って工夫したが、親しい関係が築けないことにいつも限界と悔しさを感じていた。

しかし、様々なことに挑戦し、社会とのつながりを経験していくうちに、勇気と自信を持つことの大切さを知った。

昨年から、鈴鹿市および三重県聴覚障害者協会の文化部長として、行事の企画と運営に携わっている。

## 三重県障がい者ふれあい交流会

平成25年7月7日（日）～8日（月）ヒルホテルサンサンピア伊賀に於いて開催しました。県内各地から138名の参加があり、

1日目は、初めに厚生労働大臣表彰 自立更生菰野町 川村治氏、厚生労働大臣表彰 社会参加促進功労 名張市 中山孝雄氏受賞者2人から体験発表がありました。

その後、みえ出前トークによる「障がい者の自立と共生」三重県健康福祉部 障がい福祉課 生活支援班長 田中馨氏、及び「身体障害者補助犬について」同課 副参事兼補佐兼企画・社会参加班長 西川恵子氏の講演を行いました。

2日目は、いがうえの語り部の会 会長 百上進一さんほか11名の方々が「城下町ええとこ紹介」と題してスライド上映を行い、わかりやすく解説していただきました。

三重県障がい者青年活性化対策事業

日時 平成26年2月1日（土）

会場 大紀町コンベンションホール

内容 体験発表

レクリエーション「カラオケの集い」

（三重県共同募金会の対象事業として実施しています。）

## 平成25年度障がい者福祉フォーラム三重 身体・知的障害者相談員等研修会及び人権研修会

参加費  
無 料

開催日 平成26年1月18日（土）

午前の部 10：00～12：10

午後の部 13：00～15：45

会 場 三重県人権センター・多目的ホール  
（津市一身田大古曾693-1）

（9：30）午前の部・受付開始

（10：00）「障がい者福祉フォーラム三重」開始

講演・演劇：

「天使のパン屋さん」とその演劇指導

講演者：ダイコン一座 座長 浦田成弘氏

（11：50）「ユニバーサル・デザイン表彰式」開始

<休憩>

（12：30）午後の部・受付開始

（13：00）「身体・知的障害者相談員等研修会」開始

講演：みんなが地域でくらすために

～理念考え方を中心に～

講演者：伊賀市社会福祉協議会 相談支援係  
係長 寺田浩和氏

（14：45）「人権研修会」開始

講演「人権」ってなに

講演者：三重県人権センター 相談課

課長 勝田文生氏

（15：45）終了

【お問い合わせ】

三重県障害者社会参加推進センター内

（公益社団法人 三重県障害者団体連合会）

〒514-0113 津市一身田大古曾670-2

電話：059-232-6803 FAX：059-231-7182

メールアドレス suishin.c@mie-kensinren.or.jp